

2019年度 教育ローン制度利子給付申請について

「慶應義塾大学教育ローン制度」利用者を対象とする利子給付の申請を、以下により受け付けます。

※ 2015年度学費充当分までの契約については、2019年度以降も利子給付を引き続き行います。ただし、2016年度以降の学費充当分の契約、および2016年4月1日以降に融資を実行する契約に対しては利子給付を行いません。

1. 申請資格：
 - ◆当該学部・課程・コースで、慶應義塾大学教育ローン制度を利用した者。
 - ◆**本制度借入人が、学生本人**であること。※学生以外が借り入れた場合は対象となりません。
 - ◆当該学部・課程・コース入学時からの在学年数が標準修業年限内である者。
 - ◆連帯保証人の2019年の年収が次に該当すること：
 - ・給与所得者：1,500万円以下
 - ・給与所得者以外：750万円以下
 - ◆2019年度に原級に留まっていた者は、当該年度・学期は申請資格がありません。
 - * 2020年3月の進級判定ではありません。
 - ◆休学・停学・退学者は、申請資格がありません。
 - ◆今年度、利子支払を延滞した者は、申請資格がありません。

2. 申請書配付期間：2020年2月25日(火)～

※4月に進級しキャンパスが替わる学生は、4月に在籍するキャンパスで書類を受け取ってください。

なお、卒業後塾内進学する学生は、卒業時のキャンパスで交付を受けてください。進学するキャンパスではありません。

3. 申請受付期間：

2020年4月15日(水)～4月16日(木) 9:15～11:30・12:30～16:50

※利息証明書は、3月下旬の引き落とし以降に発行されるため、受付は4月になります。4月に在籍しているキャンパスに申請してください。在籍するキャンパス以外での受付はいたしません。

※**2020年3月離籍者・卒業生のみ**郵送を認めます。郵送の場合は必着。ただし、**不備があった場合は給付できません**のでご注意ください。

4. 申請場所：**SFC 事務室学生生活担当(A館1階)**

5. 申請書の添付書類：

①所得に関する証明書

連帯保証人(主たる家計支持者)の2019年分源泉徴収票のコピー、または2019年分確定申告書(第一表・第二表)(控)のコピー

- ・確定申告をしている場合は必ず確定申告書を提出してください。
- ・確定申告書は、所轄税務署の文書收受印があるものを提出してください。文書收受印がない場合は、納税証明書(その2)(所轄税務署発行で2019年分所得金額の申告額について記載のあるもの)を添付してください。

②教育ローン用口座の預金通帳のコピー

- ・金融機関名、口座番号およびカナ書き口座名義がわかる面をコピーしたもの。
- ・金融機関の統廃合等で口座の変更があった場合には、新口座についてのコピー。

③2019年度(2019年4月～2020年3月)に支払った利子額を証明するもの。次の2種類両方の提出。

A) 金融機関発行の慶應義塾大学教育ローン支払利息証明書(金融機関により名称が異なります) * 有料
金融機関に発行依頼の際は、次の項目が必ず明記されるよう依頼してください。

- (●慶應義塾大学教育ローンのみの支払利息金額 ●契約者氏名
●利息支払い期間が、2019年度(2019年4月～2020年3月)のもの)

B) 金融機関発行の返済予定表、ローン明細表等のコピーのうち、いずれか1つ

6. 注意事項：

- ①利子の給付は年度単位で行います。2019年度分の申請受付は今回のみです。期間内に申請しなかった場合、2019年度分の利子給付を受けることはできません。
- ②大学は書類選考の上、申請者の届出口座に6月下旬(予定)に振り込みます。また、給付額は100円未満を切り捨てます。
- ③利子給付の対象となるのは、慶應義塾大学教育ローン(学生本人が借入)を利用した場合のみです。個人で借り入れた一般の教育ローンは対象となりません。
- ④金融機関発行の慶應義塾大学教育ローン支払利息証明書は、発行までに時間がかかる場合があります。日程に余裕をもって銀行に依頼するようにしてください。
- ⑤卒業生で郵送により申請する方で、書類に不備があった場合は、給付できませんので不備のないようにお願いします。